

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 にぎわい交流課
不利益処分名	阿波おどり会館の退館命令
根 拠 法 令	阿波おどり会館条例
根 拠 条 項	第12条第1項
連 絡 先	阿波おどり会館・眉山ロープウェイ運営共同事業体 (電話 088-611-1611)
処 分 基 準	<p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 騒音を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者。</p> <p>(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められる者。</p> <p>(3) 感染症の疾病があると認められる者</p> <p>(4) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる者。</p> <p>(5) 上記のほか、管理上支障があると認められる者。</p>
	参 考 事 項
	設定等年月日